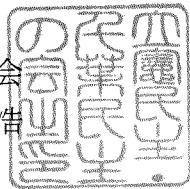


千葉県知事 熊谷俊人 様

令和3（2021）年7月20日

立憲民主・千葉民主の会
会長 高橋 浩



佐倉市上別所地先廃プラスチック類不法堆積物の速やかな撤去を求める緊急要望書

県政運営におけるご尽力に対し、心から敬意を表します。

さて、佐倉市上別所地区の公道沿いに約 11,300 m³ もの廃棄物が山積みされています。千葉県によれば、昨年 6 月から廃棄物疑いがある廃プラスチック類の搬入が確認され、行為者である㈱SKE に対し、搬入禁止や適正撤去を求めて指導してきたが、従わないことから勧告や措置命令を発出。この命令にも従わず、県警への告発を経て、令和 3 年 6 月に逮捕、起訴に至っています。

現在、産廃の搬入はストップしていますが、家電製品などの便乗投棄もみられ、印旛地域振興事務所と佐倉市の双方で不法投棄のパトロールが行われています。県は廃棄物の撤去にむけて排出元を特定する調査を進めていますが、現在までに判明した排出事業者は 2 社にとどまり、処理委託先からどのようなルートで現地に搬入されたかについては解明できていないとのことです。また、排出事業者を特定し撤去させるために、どの程度の期間を要するのかについても、まったく見通しが立っていません。このままでは、ゴミ山は半永久的に存在し続ける懸念があります。

元来、廃棄物を不法に堆積した行為者の罪は重く、撤去を厳しく指導し、厳正に対処することは言うまでもありません。その一方、周辺の住民にとっては、生活環境の悪化や発火等の二次災害リスクの不安に脅かされる日々を送っています。特に発火の危険性については、2003 年 8 月佐倉市坂戸地先の廃材チップ不法堆積現場での火災があり、県が代執行した経緯があります。

突発的な自然災害が襲来する昨今、周辺住民からはゴミの山を一刻も早く撤去してほしいとの声が県や市にも寄せられており、県の責任のある対応が求められています。佐倉市も県に速やかな撤去を求める立場であり、その際は産業廃棄物処理事業振興財団の事業を活用することも検討してほしいとの要望を会派の地元議員が受けています。

以上のことから、行為者への厳格な指導を行うと同時に、周辺住民の命と健康、生活を守るという観点から、下記の事項について、県の早急な対応を強く要望いたします。

記

1. 不法堆積物の撤去を早期に実現すること。

(1) その際、産業廃棄物処理事業振興財団「産業廃棄物不法投棄等原状回復事業」の活用を含め、行政代執行について速やかに検討すること。

- (2) そのための認定要件とされる「周辺住民の生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあると認められる」状態の調査、具体的には廃棄物による水質汚染、大気飛散、崩落、発火等についての調査を行うこと。
 - (3) 現在行っている排出元特定のための調査にかかる費用対効果を検証し、徒に長引かせないよう期限を定めて行うこと。
 - (4) 行為者の資力の調査を行い、撤去能力の実現性を見極めること。
2. 本事案における問題点を検証し、改善策につなげること。
- (1) 立入検査等の指導を厳格に行い、実効性を持たせること。
 - (2) 佐倉市や周辺住民に対し、県の取組み方針や対応状況について、適切な情報提供に努めること。

以 上